

スポーツ施設の利用者数（平成 14 年度）

施設名	団体利用者数	個人利用者数
とどろきアリーナ	357,900 人	84,076 人
川崎市体育館	117,598 人	49,177 人
幸スポーツセンター	66,997 人	52,007 人
高津スポーツセンター	102,097 人	73,971 人
麻生スポーツセンター	108,203 人	70,532 人
石川記念武道館	16,566 人	19,490 人
計	769,361 人	349,253 人

（注）団体利用者数には会議室利用も含む

（出典）川崎市教育委員会調べ

また、地域でのスポーツ振興を図るため、各区・各地区（7区・13地区）に体育指導委員を配置し、地域に密着した活動を展開しながら、スポーツの普及を行っています。

さらに、スポーツ振興のためには、競技力の向上が重要であり、競技スポーツ選手の強化、特にジュニアスポーツの普及と選手の育成・強化、指導者の育成に取り組んでいます。

【課題】

スポーツ施設の整備・充実は、スポーツ振興の基礎的な条件です。市民の健康増進や体力向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として、各区に1館のスポーツセンターの整備を進める必要があります。

また、体育指導員については、今後さらに、スポーツセンターのスポーツ教室の指導や事業企画、総合型地域スポーツクラブのコーディネートなどの役割が期待されています。

また、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となってスポーツの振興を行っていくことが必要であり、学校、各区体育指導委員会、(財)川崎市体育協会、川崎市レクリエーション連盟等の連携を強化して、地域に潜在する指導者の掘り起こしと育成・活用を図っていくことが求められています。

市民スポーツ活動の活性化

【現況】

スポーツセンター等において、スポーツ教室など市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、ヘルシーウォーク、体育の日記念事業など広く市民が参加できるスポーツ事業などを開催しています。

また、各種スポーツ大会を開催するとともに、川崎市を代表するトップ選手の意識高揚を図るため、神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会などの対外競技に選手を派遣しています。

さらに、シティセールス、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、市民生活の活性化などの観点から、川崎フロンターレ後援会を通して市民とともに、川崎フロンターレを支援しています。

また、ハーフマラソンや、仲間や家族との絆を大切にしながら参加できるリバーサイド駅伝など、本市の自然資源である多摩川を活用したスポーツ大会を実施しています。

**【課題】**

各種スポーツ教室の開催や、競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催により、より多くの市民がスポーツ活動を楽しむことができるよう、市民ニーズを把握しながら、実施方法、内容、適正な受益者負担などを検討する必要があります。

また、対外派遣についても、成果を出せるよう新たな振興策を検討する必要があります。

今後も、本市をホームタウンとする川崎フロンターレへの支援と協働を進めるとともに、トップ選手を地域で育てる環境づくりが求められています。

## (4) 教育行政の現況と課題

### 教育委員会

#### 【現況】

本市の教育委員会については、弁護士、大学教授、医師等様々な職業から、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する50代から70代の男女3名ずつ、計6名の委員が議会の同意を得て任命権者である市長より任命され、教育に関する行政事務を管理執行する独立行政委員会として組織されています。

委員会運営については、近年の社会情勢を反映して、市民からの請願や審議する課題が増加しているため、月1回の定例会に加えて臨時会が適宜開催され、迅速な審議・意思決定に努めています。

#### 【課題】

今後、地方分権の推進や社会情勢の更なる変化に対応するためには、年齢層の広範化及び広く意見を求めることを目的として、法律上の努力規定である保護者委員の選任や、地域における特色のある教育に対応するための地域教育委員会的な諮問機関等の設置が求められています。

### 教育委員会事務局

#### 【現況】

教育委員会の事務局には、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員が教育委員会の任命により配置されており、法令等によって、最小の経費で最大の効果をあげるように、常にその組織及び運営の合理化に努めることと規定されています。

教育委員会事務局の実務としては、教育施策を実現するために、国や県、他の局や関係機関と調整を図りながら事業を実施するとともに、常に市民と接している学校や社会教育施設等に対し、調整・指導等を行っています。

近年、市民ニーズが非常に多様化したことに伴い、業務が関連部局等と重複したり、所管が不明確であったりするなど市民にとってわかりにくいといったことも、問題として生じています。

#### 【課題】

組織体制の課題としては、責任の所在が明確であること、市民にわかりやすく簡素で効率的であること、多様化している市民ニーズに迅速に対応できることが求められています。そのため、今後、本プランの策定とともに本市の教育施策に基づいた事業を効果的・効率的に展開するために、事務事業の見直しとともに、事務分掌や組織体制の見直しを行っていきます。

## 教育委員会管轄部署の財務・事務

### 【現況】

平成 15 年度現在、教育委員会の組織は事務局機構として 5 部 12 課、教育機関として幼稚園 2 園、小学校 114 校、中学校 51 校、聾・養護学校 3 校、高等学校（全日制・定時制）5 校、社会教育施設等として教育文化会館をはじめとして約 40 施設を設置して、学校教育、社会教育活動を展開しております。この教育活動に従事する職員は市費・県費の教職員を含めて約 6,700 名であり、年間の教育予算は約 500 億円となっています。

平成 15 年度、川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人を対象として包括外部監査が実施されました。「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」においては、教育委員会の事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘され、また、指摘事項では、川崎市に働く公務員としての事業執行、換言すれば「市民サービス」のあり方という根源的な事柄をも問い掛けられました。

### 【課題】

上記外部監査への対応として策定した「教育委員会事務事業改善プラン」において、「事務事業のコスト意識化」「事務事業執行のチェック機能の強化」「事務事業執行組織のスリム化」という 3 つの改革の視点、それをもとにした 5 つの取組の考え方（教育委員会事務改善体制の確立、補助・委託事業の執行体制の改革、外部団体の改善、物品管理の徹底、組織の適正化と人件費等の削減）への具体的な対応が求められています。

## 政令市への権限委譲

### 【現況】

現在、小・中学校等の義務教育諸学校の教職員給与費は各道府県が負担していますが、地方分権推進の流れの中で、近々、政令市へ移管されることになっています。それに合わせて、これまで道府県の権限であった学級編制基準及び教職員定数基準の設定権限も、政令市へ移譲されようとしています。これまで、1 学級の児童・生徒数は 40 人を基準とし、教職員数も県が定めた基準に基づき各学校に画一的に配置されてきましたが、権限移譲後は、子どもたちがより分かりやすく学び、よりきめ細かな指導を行うための施策として、1 学級の定員を 35 人とするなど、少人数による学級編制が可能となります。

また、教職員定数基準の弾力化により、今まで以上に、地域や各学校の実情に応じた、教職員配置も可能となります。

しかしながら、本市立小・中学校等の義務教育諸学校教職員の給与費については、平成 15 年度は約 535 億円となっており、今後も児童生徒数が増加傾向にあることから、今後、さらに増加していくことが見込まれています。

### 【課題】

政令市への教職員給与費移管に伴う権限委譲に際しては、この巨額な費用負担に応じた財源確保など、財政負担の問題を同時に解決していかなければなりません。

内容は修正中です。

## 4. プランに関連する具体的な動き

### (1) 文部科学省が進める教育改革

#### 【学習指導要領の改正】

文部科学省では、現在、初等中等教育の改革と大学の構造改革を進めており、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を踏まえ、[確かな学力]を育成し、[生きる力]をはぐくむという新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、平成15年12月26日付けで、小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等の一部改正を行ったところです。

#### 【若者自立・挑戦プラン】

若年者の雇用問題に対し政府全体として対策を講ずるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4省では、平成15年4月に関係4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月には、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめています。文部科学省では、同プランに基づき、小学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門能力の養成など、それぞれの立場に応じた支援策を「キャリア教育総合計画」として具体化し、将来を担う若者の人間力強化を目指しています。

#### 【子どもの居場所づくり新プラン】

文部科学省では、平成16年度から3ヵ年計画により、子どもたちの思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさは、学校生活だけで身に付くものではなく、家族や同じ地域で暮らす多くの人々たちとふれあいながら得られるものという考えから、地域と家庭と学校が一体となって子どもたちを育てていく、という社会環境をもっと日常的なものとすることを目指して、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」をつくり、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、家庭地域、学校が一体となって取組む「子どもの居場所づくり新プラン」を実施しています。

### (2) 川崎市における教育関連の検討、協議

#### 【幼保一元化に向けた調査検討】

川崎市では、国の構造改革に係る施策において特に重要課題となっている「幼保一元化」について、縦割り行政による年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、多様な機会の選択を保障するという観点から、総合的な子育て支援策を目指して、関係局連携のもと調査検討を進めています。これまでは、幼稚園と保育所を取り巻く現状と課題を洗い出し、幼保一元化

の必要性、方向性について検討してきましたが、今後は「(仮称)幼児教育推進検討会議」を設置し、より本市の実情に即した幼保連携・幼保一元化についての総合的な検討を進めていきます。また、「子育て広場」と「子育て支援センター」の統合・発展等についても検討を進めていきます。

### 【特別支援教育について】

国際的な潮流や国の動向、川崎市における障害児教育の現状と課題を踏まえ、従来の特殊教育で対象としてきた範囲に、LD、ADHD、高機能自閉症を加え、障害のある児童生徒に対し、関係機関、地域と連携した、総合的な支援体制を確立することを目的として、川崎市特別支援教育検討プロジェクトを設置し、今後の川崎市の特別支援教育の基本方針や特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材区政計画、施設の整備計画について、検討を重ねているところです。

### 【高等学校教育振興計画について】

現在、川崎市高等学校教育振興計画に基づき、高等学校定時制課程のあり方、学校間連携のあり方、教職員の人事交流のあり方の3点について、それぞれ委員会(諮問機関)を設置し、高校教育の抱える問題点や現状の把握を行い、今後の方向性について検討しているところです。

## (3) 外部監査と教育委員会事務事業改善プラン

平成15年度、川崎市教育委員会及び関連業務を行う財団法人を対象として、地方自治法に基づく包括外部監査が実施されました。監査は多岐、多方面にわたり、その結果、12項目にわたり指摘を受けました。今回の指摘では、教育委員会の事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘されており、教育委員会としては、監査による指摘・意見を重く受け止め、「事務事業改善プラン - 改善の考え方と主な取り組み - 」を作成し、事務事業執行のあり方等の総点検を行うとともに、このプランに基づいて、着実に事務事業の改善を進めていきます。

## (4) 川崎市行財政改革プラン

少子高齢化の進む分権社会において、自治体に寄せられる市民の期待は一層の高まりを見せており、それに積極的に答えていかなければならない自治体の責務は、格段に重いものとなっています。一方、川崎市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。今から30年ほど前の高度成長全盛期にその原型が作られた現在の施策体系・サービス提供体制は多くの課題を抱えており、部分的な改良を積み重ねただけでは、極めて近い将来において、現行の市民負担で現行のサービス水準を確保することすら不可能な事態となっています。

そこで、川崎市は行財政改革プランを策定し、「民間活力を引き出す」ことと、「受益者負担以外の市民負担の増加を回避する」ことを前提として、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる」ことを基本方針に改めて据えて、これまでの施策体系・サービス提供体制を例外なく見直し、中長期的に収支改善を図っていくことを目的としています。

## (5) 新たな総合計画と教育プランの関係性

川崎市では川崎市の今後の進むべき方向性を具体的に示す「川崎市総合計画」を策定しています。この計画は川崎市全般の将来像となる計画ですから、市ではできるだけ多くの市民の積極的な参加・参画のもとに策定しているところです。

新総合計画基本構想素案では、まちづくりの基本目標を実現するために7つの基本政策を設定するとともに、施策全体の枠組みを30の政策の基本方向として掲げています。

かわさき教育プランは、新総合計画基本構想素案の中の基本政策「人を育て心を育むまちづくり」と基本政策「個性と魅力が輝くまちづくり」及び、その基本政策に付随する政策の基本方向「子育てを地域全体で支える」、「子どもが生きる力を身につける」、「生涯を通じて学び成長する」、「地域人材の多様な能力を活かす」、「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」、「川崎の魅力を育て発信する」、「文化・芸術を振興し、地域間交流を進める」などの内容と整合を図りながら策定を進めています。

内容は修正中です。

## 5 . 時代潮流と教育

### (1) 少子化

経済・社会の成熟化、男女共同参画の進展、将来への不安などが起因して、わが国の出生率は低下の一途をたどっています。平成 19 年には、わが国の総人口はピークに達し、その後は、人口減少時代を迎えることが予想されています。そうした人口減少社会では、労働人口の減少とともに、市民一人一人の社会における役割が増大するため、子どもの頃から、社会・地域へ貢献する意識の醸成や社会での実践力を身につけるための教育が求められてきます。

また、世帯あたりの子どもの数の減少は、親や親族の過保護、過干渉をもたらし、子どもたちは、より多くの管理・監視の目が働く社会の中で育つケースが多くなります。そうした環境下では、子どもの自立や子ども同士のコミュニケーションが妨げられる傾向にあるため、子どもが自ら考え行動する機会や子ども同士が主導的に交流する場の必要性が問われてきます。

さらに、学校現場においては、児童生徒の減少に応じて、学校や学級の適正規模・適正配置を検討していくとともに、空き教室、廃校などの学校施設を有効に活用していくことで、保護者や地域に開かれた学校を整備していく必要性があります。

### (2) 高齢化

医科学の進歩、保健衛生の向上、生活水準の向上などによって、わが国の平均寿命は伸長し、急速に高齢化が進んでおり、平成 18 年には、65 歳以上の人口の割合が 20% を超えることが予想されています。そうした高齢社会では、仕事や子育てを終えた高齢者が、元気にいきいきと自らの経験や能力を発揮し、社会を支える重要な一員として新たに活躍することが求められています。

そのためには、高齢者が生涯学習や社会・地域貢献を通じて生きがいを持ち、自己実現を図っていくための多様なニーズにあった学習環境の整備と能力を発揮できる機会の創出が不可欠です。学校施設や社会教育施設においては、高齢者も安心して快適に利用できるための、施設・設備や機器のユニバーサルデザイン化が必要です。また、地域の歴史・伝統を若い世代へ伝えるための交流の場の確保も重要となります。

さらに、人生を長い目で見たライフプラン、キャリアプランなどを、早い時期から意識するための機会を提供していくことが必要だと考えます。

### (3) 高度情報化

わが国では、1990 年代からのインターネットやパソコン等の普及に伴い、大量の情報が流動する高度情報社会を迎えており、世界中の誰もが多様な知識や情報を入手し、発信し、交換できる環境が整いつつあります。同時に、専門性の高い多様な知識や情報が付加価値や新たな文化を生み出す知識社会へと移行しています。さらに、いつでもどこでもインターネットにアクセスできる便利なユビキタス社会の到来も間近に迫っています。一方で、テレビゲーム、ビデオ、携帯



電話などの情報通信技術の普及や社会経済構造の変化により、子どもたちの間では、リアルなコミュニケーション機会の不足が課題とされています。

こうした高度情報化時代には、ITリテラシーと呼ばれる情報通信機器を扱う能力を習得することが重要であるとともに、人と人との直接的なふれあいや実体験の機会の確保も重要となります。さらに、大量な情報の中で、本当に必要な情報を適切に入手していくために必要な、物事を俯瞰する力や物事の見極める力を育成する教育が求められてきます。また、子どもたちの発達段階に応じた情報環境の提供、インターネット利用上のルール・倫理、情報セキュリティに関する意識の醸成も求められています。

デジタルデバイドと呼ばれる情報通信技術に関する社会層の格差（所得階層、年齢、居住地域などによる格差）だけでなく、情報通信技術を使った学習能力の格差（デジタルラーニングデバイド）を解消するための取り組みも必要だと考えられます。

一方で、インターネットの普及は、ネットワークを通じた教育関連施設の利用予約サービスの提供、学校教育・生涯学習に関する最新情報の提供やEラーニングの実施、市民のニーズの把握などを可能としていることから、教育分野においても情報通信ネットワークの効果的な活用は期待されています。

#### （４）国際化

高速交通機関の発達、情報通信ネットワークの進展や経済水準の向上に伴い、人、モノ、資金、情報が自由に国境を超えて短時間で移動するグローバル化が急速に進んでいます。21世紀の社会は、異なる民族、宗教、文化が出会ったり、混在したり、衝突したりする可能性が高まることから、自らの地域や民族、国の文化や歴史についての教養を深め、異文化を理解する態度や知識を得るための多文化共生教育や誰でも平等に受け入れるための人権尊重教育の重要性が高まっています。

グローバル化が進展する社会では、世界共通ルールをもとに、地球規模での競争が繰り広げられ、誰もが世界を相手に活躍できる可能性が高まります。そうした国際舞台での活躍を可能にするためには、英語をはじめとする他国の言語を駆使した国際コミュニケーション能力はもちろんのこと、技術面や文化面などで海外に負けない競争力の向上が、個人にも、社会にも求められています。

また、外国籍の児童生徒や市民、海外から帰国した児童生徒や市民などへの教育サービスの提供や彼らの力を十分に生かすための教育環境の充実が求められています。

#### （５）社会・経済の成熟化

高度情報化と知識社会への移行、グローバル化による大競争時代への突入などの時代潮流の中で、わが国の社会・経済構造は、大きな変化を遂げてきました。製造業が中心の産業構造から、21世紀は高付加価値産業やサービス業が中心の産業構造へと沿革すると同時に、年功賃金や終身雇用などの従来型の雇用慣行が崩れはじめ、契約社員、転職、起業、在宅勤務などの就業形態の多様化が進んでいくことが予想されます。また、このように、産業・就業構造が変革した社会

では、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める志向が強くなるとともに、一人一人の価値観が多様化するため、教育分野においても、多様な教育ニーズ・学習ニーズへの対応が求められます。

また、人間は誰しも、何不自由なく、常に満たされた状態で生活を続けていくと、精神・頭脳・身体バランスが不安定になったり、健全な向上心の育成や我慢する力を習得することが困難になったりする可能性が出てきます。したがって、精神・頭脳・身体バランスやあきらめない気持ち、チャレンジなど精神を養うための教育機会を意図的、戦略的に提供することが必要となっています。

さらに、社会・経済の成熟した時代では、知識や技術の陳腐化が早いため、生涯学び続けることの必要性を認識しておかなければならず、同時に、専門的な知識や技能を絶えず高めていくことが求められています。

## （６）地方分権、住民参加

地方分権の進展とともに、住民に密接した地方自治体が、自らの判断で政策やサービスを決定し、独自性や自立性を確保することが強く求められるようになっていきます。また、住民ニーズの多様化に伴って、住民及び地域自らが政策決定やまちづくり、地域活動などに積極的に参画することが求められています。さらに、住民のボランティア活動やNPO・NGOの活動が社会・経済活動の主要な役割の一部を担うようになっていきます。

こうした地方分権型の社会では、教育分野においても、地域の自己責任が問われ、今後は、地域格差が生じる方向に進む可能性が高いと考えられます。教育は、地域の魅力と密接に関わっていることから、教育行政が有効に機能している地域は、地域人口が増し、地域が活性化していくことが予想される反面、そうでない地域は、地域自体が衰退していく可能性も否定できません。

その際に、多くの地域住民が学校現場に参画し、学校運営も主体的に関与していくことが必要であり、また、その前提条件となる教育分野における情報公開を一層進めていく必要があると考えます。